

2021年11月24日
株式会社オーハシテクニカ

News Release

「オーハシテクニカグループ人権方針」の制定に関するお知らせ

オーハシテクニカグループは、企業活動における人権の尊重が世界的に重要度を増している環境を踏まえ、別紙の通り、「オーハシテクニカグループ人権方針」を策定しましたのでお知らせいたします。

当社グループは既に策定している「ESGポリシー」、及び本方針に則り、日本及び事業を行う国・地域において、人権尊重への取組みに継続的に取組み、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

以 上

オーハシテクニカグループ人権方針

オーハシテクニカグループは、経営理念である「新たな価値を創造し、世界のお客様に信頼される会社を実現する」を通じて、「車づくりに欠かせない会社」の実現を目指しています。

当社グループは、グローバルに事業を展開する過程で直接または間接的に人権に影響を及ぼす可能性があることを認識し、私たちの事業活動に関わる全ての人々の人権を尊重する責任を果たしていく指針として、ここに「オーハシテクニカグループ人権方針」（以下、本方針）を制定します。

【基本方針】

オーハシテクニカグループは、「ESG ポリシー」において全てのステークホルダーの基本的人権を尊重することを宣言しています。

さらにオーハシテクニカグループは、国連の「国際人権章典」（世界人権宣言と国際人権規約）、ILO（国際労働機関）の「多国籍企業宣言」・「労働における基本的原則及び権利に関する宣言」、国連の「グローバル・コンパクト 10 原則」・「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき、人権尊重の取り組みを継続して推進することを約束します。

1. 適用範囲

本方針は、オーハシテクニカグループの全ての役職員に適用されます。また、オーハシテクニカグループのビジネスパートナーに対しても、本方針を支持し、人権尊重に努めていただくことを求めます。

2. 適用法令の遵守

オーハシテクニカグループは、事業活動を行う各国・地域における法令及び規則を遵守します。各国・地域の法令等と国際人権基準が矛盾する場合は、現地法令等を遵守しながら、国際人権基準を最大限尊重する方法を追求します。

3. 人権デュー・ディリジェンス

オーハシテクニカグループは、「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づく手順に従って人権デュー・ディリジェンスの仕組みを構築し、自らが社会に与える人権への負の影響を特定し、その防止および軽減を図ります。

4. 救済

オーハシテクニカグループの事業活動が人権への負の影響を引き起こした場合、あるいはこれに関与したことが明らかになった場合、適切な手続きを通じてその救済に取り組みます。

5. 教育・研修

オーハシテクニカグループは、本方針の実効性を確保するために、適切な教育・研修を行います。

6. 責任者

オーハシテクニカグループは、本方針の実行に責任を持つ担当役員を明確にし、実効性を担保します。

7. ステークホルダーとの対話

オーハシテクニカグループは、人権に関する潜在的および顕在的課題に対する措置について、関連するステークホルダーとの対話と協議を真摯に行います。

8. 情報開示

オーハシテクニカグループは、本方針に基づく人権尊重の取り組みの進捗を継続的に開示します。

2021年11月24日

株式会社オーハシテクニカ

代表取締役社長

柴崎 衛